生徒の自死（含む疑い）の連絡があった場合の学校における対応

・亡くなった生徒の兄弟姉妹のケア

・全校（学年）集会

・保護者への説明

・通夜等への参列

・報道対応

|  |
| --- |
| **生徒の自死** |

連 絡

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **県教育委員会****※１**（担当）生徒指導課・学校への指導支援・詳細調査移行の決定 等 | **詳細調査の結果説明****⑥****②****詳細調査の結果説明****基本調査の結果説明・詳細調査の意向確認 （ ⑦に同席 ）****基本調査の****結果等報告** **速報** | **学校**

|  |
| --- |
| 1. **初期対応**

**※遺族の心情に配慮した対応** |

|  |
| --- |
| **校長****④ 基本調査の実施****※生徒への聴き取りの際は、****遺族の了解が必要** |

|  |
| --- |
| **⑤ 校内いじめ対策組織による取組** |

|  |
| --- |
| **⑨ 再発防止の取組** |

 | **⑦****③****基本調査の****結果等説明****事実確認** | **遺族** |

**⑧**

←詳細調査の必要性についての意見

基本調査の結果報告→

←詳細調査の結果報告

詳細調査の依頼→

**第三者委員会による**

**詳細調査への協力**

**詳細調査の**

**結果説明**

凡例

**学校の対応**

**網掛け**

|  |
| --- |
| **新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）※２**・詳細調査の必要性の判断・詳細調査の実施　　　　　　　　　　　　　 |

重大事態発生時の学校対応マニュアルについて

※１　県教育委員会

**（１）学校への指導支援**

　　　県教育委員会は、学校が実施する基本調査を指導し支援する。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．９）

**（２）詳細調査移行の決定**

　　・詳細調査への移行の判断は、学校から基本調査の結果等について報告を受け、第三者委員会の意見を踏まえ、県教育委員会が行う。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．12）

　　・いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法により対応が義務づけられており、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならない。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．13）

**（３）詳細調査の意向確認**

　　　詳細調査についての県教育委員会の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要である。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．11）

**（４）詳細調査の結果説明**

　　　県教育委員会は、遺族に、調査により明らかになった事実関係を適切に説明する。

（参考：「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則」第12条第２項

平成26年３月31日　新潟県教育委員会規則第５号）

※２　新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）

**（１）詳細調査の必要性の判断**

　　　県教育委員会は、詳細調査が必要かどうかの判断について、第三者委員会の意見を求め、その意見を尊重する。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．12）

**（２）詳細調査の実施**

　　　第三者委員会においては、

　　　　ア　基本調査結果の確認

　　　　イ　学校以外の関係機関への聴き取り

　　　　ウ　状況に応じ、生徒に自殺の事実を伝えて行うアンケート、聴き取り

　　　　エ　遺族からの聴き取り

　　等の手順で情報収集・整理を進める。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．16）

**（３）詳細調査の結果報告**

　　ア　第三者委員会は、詳細調査の結果を、県教育委員会に報告する。

（参考：「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則」第12条第１項）

　　イ　調査組織での調査結果について、遺族に説明する。

（参考：「背景調査の指針」Ｐ．20）

（ 教高第813号　平成27年９月25日付　通知より ）